

# アーカイブズ情報の共有化はどうか 進展するのか：国際調査の結果から

坂口 貴弘

## 【要 旨】

アーカイブズ情報の共有化は、アーカイブズの保存と利用をめぐる一般の理解を広げるのに大きな効果があるという点で重要であり、全国のアーカイブズ機関による協同の成功を期すにあたっては、その方法論を綿密に検討する必要がある。そこで、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本において構築されている全国的アーカイブズ情報共有化データベースを対象に、共有化の仕組みとメタデータ標準類の活用方法について調査を行った。調査項目は「記述作成機関」「記述レベル」「記述項目」「検索項目」「記述規則」「シソーラス」「EADの活用」である。その結果、次のような点が明らかになった。1) データの記述は基本的にアーカイブズ資料を所蔵している各所蔵機関の役割とされていた。2) 記述のレベルはフォンドに相当する単位を基本としていた。3) ISAD(G)で記述が必須とされている項目に加え、いくつかの項目が記述項目とされていることが多かった。4) 作成者名称は、すべての国で検索項目となっていた。5) 記述規則、シソーラス、EADの活用といった発展的な課題については、データベースによる相違が大きかった。

## 【目 次】

1. はじめに
2. 調査方法
  - 2.1 調査対象
    - 2.1.1 イギリス
    - 2.1.2 アメリカ
    - 2.1.3 カナダ
    - 2.1.4 オーストラリア
    - 2.1.5 日本
  - 2.2 調査項目
    - 2.2.1 記述作成機関
    - 2.2.2 記述レベル
    - 2.2.3 記述項目
    - 2.2.4 検索項目
    - 2.2.5 記述規則
    - 2.2.6 シソーラス
    - 2.2.7 EADの活用
3. 調査結果
  - 3.1 記述作成機関
  - 3.2 記述レベル
  - 3.3 記述項目
  - 3.4 検索項目
  - 3.5 記述規則
  - 3.6 シソーラス
  - 3.7 EADの活用
4. 考察
  - 4.1 イギリス
  - 4.2 アメリカ
  - 4.3 カナダ
  - 4.4 オーストラリア
  - 4.5 日本
5. 結論

## 1. はじめに

インターネットの普及は、アーカイブズ情報の共有化をめぐる状況を大きく変えつつある。何か知りたいことが出てきたら、まずはインターネットで検索してみる、という行動はすでにきわめて一般的なものとなっている。このような今日においては、例えば、小規模なアーカイブズ資料の目録を公開する場合、とりたてて専用の検索システムを開発・導入しなくても、目録データを Web サイト上で公開し、それが Google などの検索エンジンによって検索されるようにしておくのが、最も安価でかつ効率的に情報の「共有化」を成し遂げられる方法である、といえるだろう。Google さえあれば、高いコストと大きな労力を払って全国的なアーカイブズ情報共有化データベースを開発する必要はないのではないか、という意見が出てきてもおかしくはない。

だが、実際は Google だけでは十分ではないのである。通常、検索サイトでキーワードを入力すると、時には何万件にも及ぶ検索結果が表示される場合がある。その中には、求める資料とは全く関係のない情報も多い。つまり、検索ノイズが多くなってしまっているのである。アーカイブズを利用しようとする検索者（研究者から一般市民まで）に真に求められているのは、膨大かつ多様なアーカイブズ情報を網羅的に収録しつつも、同時に、タイトルだけに限定した検索や、年代、地域などを絞り込んだ検索が容易にできるような検索ツールではないだろうか。さらに、記述単位の階層構造化を重視するアーカイブズ資料の場合、検索結果として表示されたデータがフォンドについてのものなのか、あるいはアイテムについてのものなのか、といった点も明示される必要がある。すなわち、アーカイブズ資料に特化した情報、かつアーカイブズの特性に適した形に構造化された情報を収録したデータベースは、“グーグル化する社会”<sup>1)</sup>の中でもその有用性を失っていないのである<sup>2)</sup>。

このようなデータベースの構築は、アーカイブズの保存と利用をめぐる一般の理解を広げるのに大きな効果があるという点でも、また、全国のアーカイブズ機関が協同して取り組む事業であるという点からも、多くのアーカイブズ関係者の注目を浴びてきた課題の一つである。日本でも主に 1980 年代以降、史料所在情報の共有化をめぐる議論が、主に国文学研究資料館を中心として展開されてきた<sup>3)</sup>。さらに近年は、ISAD (G) や EAD 等、アーカイブズ記述の国際標準についての研究が日本でも活発化している<sup>4)</sup>。これらを用いれば、全国的・全世界的なアーカイブズ情報の交換が容易になるという期待から、研究や適用実験が進められたわけであるが、その一方で、このような「標準化」に対して疑念を呈する意見も表明されている<sup>5)</sup>。その要因の一つとしては、アーカイブズ情報の共有化を阻害する多くの障壁をどのように乗り越

1) 森健. グーグル・アマゾン化する社会. 光文社, 2006, 253 p. (光文社新書).

2) それとは別の問題として、そのようなデータベースを Google 等によっても検索できるようにすることは問題ないし、むしろ望ましいことであろう。

3) 初期の成果としては、山田哲好. 近世史料所在情報体系化試論. 史料館研究紀要. 1982, no. 14 p. 57-73. など。

4) アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳. 記録史料記述の国際標準. 北海道大学出版会, 2001, 164 p.; 森本祥子. "アーカイブズの編成と記述標準化—国際的動向を中心に". アーカイブズの科学. 国文学研究資料館史料館編. 柏書房, 2003, p. 236-260, (下巻). など。

5) 例えば、鎌田和栄. "公文書館の国際化と史料記述標準化問題について: 21 世紀にあたり公文書館・アーキビストは何をしていくべきか". 記録と史料. 2001, no. 11, p. 37-48.

えていけばいいのか、具体的な解決策が見だしにくいことが挙げられるだろう。だが、そのような疑問に答えるためのヒントは決して存在しないわけではない。諸外国にはすでに共有化をある程度実現して効果を挙げている実例がいくつも存在しており、検討のための材料には事欠かないといえる。

諸外国におけるアーカイブズ情報共有化については、すでに1980年代半ば、安澤秀一がイギリスのNational Register of Archives (NRA)<sup>6)</sup>の例を、安藤正人がアメリカのNational Union Catalog of Manuscript Collections (NUCMC)<sup>7)</sup>の例をそれぞれ紹介している。だが、米英以外の事例については、それらを利用した経験をもつ歴史研究者には知られているとはいえ、それらのシステムがどのように構築されているのか、といったアーカイブズ管理論的視点から、これらを詳しく検討した研究成果はほとんどない<sup>8)</sup>。また、1990年代後半以降、インターネットを活用した全国的システムの構築は世界各国で急速に進行しており、日本においてもそれらの最新動向を参照しつつ、目指すべき方向性を明確にしていくことが求められよう。

そこで本稿は、各国のアーカイブズ情報共有化データベースのうち、英語圏の4か国及び日本の代表的データベースについて、どのような手法を用いて共有化を実現しているのかを調査し、その結果を相互に比較することによって、日本における実践をアーカイブズ情報の共有化をめぐる国際的な取り組みの中に位置づけるとともに、今後の取り組みに求められる点を明らかにすることを目的とする。

なお、本稿において「アーカイブズ情報共有化データベース」（以下、単に「データベース」とする場合もある）とは、英語ではunion catalog, national archives networkなどとよばれるもののうち、オンライン・データベースの形態で提供されるものを指すが、ここでは日本の事例として取り上げる国文学研究資料館の「史料情報共有化データベース」に合わせる形で、この語を用いる。米国アーキビスト協会が発行したアーカイブズ関連用語集では、union catalogを「いくつかの機関の所蔵資料の記述が、一つの目録に統合されたもの<sup>9)</sup>」と定義している。そのうち本稿では、できる限り同一の条件下での比較となるよう、以下の4要件を満たすものに限って検討を行うことにする。

- 1) 全国の機関が所蔵するアーカイブズ資料についての情報を、一つのインターフェースから検索できるデータベース。

---

6) 安澤秀一。“史料館／文書館学構築のために”。史料館・文書館学への道：記録・文書をどう残すか。吉川弘文館，1985，p. 40。

7) 安藤正人。“欧米における史料整理と検索手段作成の理論と技法”。史料保存と文書館学。吉川弘文館，1986，p. 164-166。

8) 数少ない例として、森本祥子。“アーカイブズの編成と記述標準化—国際的動向を中心に”。アーカイブズの科学。国文学研究資料館史料館編。柏書房，2003，p. 236-260，（下巻）。が、ISAD (G)、ISAAR (CPF)の諸外国における適用例に言及している。また、内閣府大臣官房長の主催による「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」でも、イギリスとアメリカのデータベースの事例が紹介された。内閣府。“歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会（第2回）”。内閣府。<http://www.8.cao.go.jp/chosei/koubun/kenkyukai/sidai/150609/index.html>，（参照 2007-05-23）。

9) Pearce-Moses, Richard. “union catalog”. A glossary of archival and records terminology. Society of American Archivists, 2005. [http://www.archivists.org/glossary/term\\_details.asp?DefinitionKey=1159](http://www.archivists.org/glossary/term_details.asp?DefinitionKey=1159), (accessed 2007-05-21). 訳文は引用者による。

一部の地域や特定種類の機関のみを対象としたデータベースではなく、その国に存在するアーカイブズ資料を総合的に把握しようとしているものを対象とする。

- 2) インターネットで公開されており、誰もが、どこからでも、無料で検索できるデータベース。

冊子体の総合目録や、有料のデータベースは対象としない。

- 3) 所蔵機関に関する情報を中心とするものではなく、それらの機関が所蔵するアーカイブズ資料に関する情報を中心とするもの。

アーカイブズ所蔵機関のガイドの中に、各機関の主な所蔵資料の紹介が多少書かれているようなものは除外した。

- 4) 図書館資料の総合目録(日本でいえば NACSIS Webcat<sup>10)</sup>等)の中にアーカイブズ資料の記述が収録されている場合もあるが、それらは含まない。

例えばアメリカの Worldcat には相当数のアーカイブズ資料についてのデータも収録されているようであるが、こういったものは対象外とした。

## 2. 調査方法

### 2.1 調査対象

調査対象とする国は、日本以外では筆者の能力の限界から英語圏とし、そのうちイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリアの4か国とした。なお、複数のアーカイブズ情報共有化データベースが存在する国もあるが、それぞれ以下で述べる理由に基づいて、調査対象を1国につき1データベースに絞り込んだ。以下の各データベースにつき、データベースそのもの及び公開されている文献等を中心に調査を行ったが、必要に応じインタビューや問い合わせによって情報を補った。

#### 2.1.1 イギリス

イギリスについては、A2A (Access to Archives)<sup>11)</sup> を対象とした。A2A は、英国国立公文書館 (The National Archives) が開発・運営している、イングランドとウェールズに存在するアーカイブズ資料の情報共有化データベースである<sup>12)</sup>。2007年7月時点で参加機関数は414であり、公立文書館と博物館がそれぞれ約4分の1を占めている。収録件数は約10万フォンドと、調査対象の中では群を抜いて多い。

A2A につながる構想は、1996年、全国アーカイブズ評議会 (National Council on Archives: NCA) と情報システム合同委員会 (JISC) が開催したセミナーにさかのぼる<sup>13)</sup>。インターネットの普及にともない、情報ネットワークを活用してアーカイブズへのアクセスを

10) 国立情報学研究所. NACSIS Webcat. <http://webcat.nii.ac.jp/>, (参照 2007-05-21).

11) The National Archives. A2A. <http://www.a2a.org.uk/>, (accessed 2007-05-21).

12) A2A については、前掲の森本祥子. “アーカイブズの編成と記述標準化—国際的動向を中心に”. アーカイブズの科学. 国文学研究資料館史料館編. 柏書房, 2003, p. 236-260, (下巻)も紹介している。

13) A2A 構築の経過については、Flynn, Sarah J. A.; Hillyard, Matthew; Stocking, Bill. A2A: the development of a strand in the national archives network. *Journal of the Society of Archivists*. 2001, vol. 22, no. 2, p. 177 -191.

拡大することの必要性が強く意識されていた。1998年には、NCAが全国のアーカイブズ目録をすべて収録したネットワークの構築を提言した<sup>14)</sup>。2000年に国立公文書館が助成金を獲得したことをきっかけに、この構想は具体化されていった。

その他イギリスには、同じ英国国立公文書館の歴史資料委員会（Historical Manuscripts Commission）が管理する NRA<sup>15)</sup>があることは先述した。これは、全国から目録等を収集し、それに基づいて団体別・個人別・家別・土地別の索引を作成し提供するものである。NRAの事業は1945年に開始され、1995年には索引がインターネットで公開された。

NRAは、すでに詳しい紹介がなされていることに加え、あくまで目録本文を閲覧する際に用いる索引という性格のものであることから、本稿では目録データそのものを提供するA2Aを対象とすることにした。なお、一定の地域や機関を対象とするものとして、ロンドンを中心とした地域のアーカイブズについては AIM 25<sup>16)</sup>が、ウェールズについては Archives Network Wales (ANW)<sup>17)</sup>が、スコットランドについては Scottish Archive Network (SCAN)<sup>18)</sup>が、国内の大学等が所蔵するアーカイブズについては Archives Hub<sup>19)</sup>がそれぞれ存在する。

## 2.1.2 アメリカ

アメリカ合衆国については、NUCMC<sup>20)</sup>を対象とした。NUCMCは、米国議会図書館が運営する、米国内のアーカイブズ資料、手稿資料、及びオーラル・ヒストリーの記録に関する情報共有化データベースである。参加機関数は461で、歴史協会が3割弱となっている。収録件数は1998年3月時点で約21,000レコードである<sup>21)</sup>。

NUCMCは1959年に始まった協同目録作成事業であり、1993年まで冊子体の形で発行されていた。このうち1986年以降は、研究図書館連合（Research Libraries Group: RLG）の運営する総合目録データベースと冊子体の両方の形で発行されている。1993年からは冊子体は廃止され、データベースのみでの提供となった。

本稿で扱うNUCMCのデータベースには、1986年以降に作成されたデータのみが収録されている。冊子体だけの時代のデータを遡及入力し、それ以降のデータも追加したデータベースとして、ArchivesUSA<sup>22)</sup>が運営されている。しかし、これはProQuest社が提供する有料デー

---

14) National Council on Archives. Archives on-line: the establishment of a United Kingdom archival network. National Council on Archives, 1998, 57 p.

<http://www.ncaonline.org.uk/materials/archivesonline.pdf>, (accessed 2007-05-22).

15) The National Archives. National Register of Archives.

<http://www.nra.nationalarchives.gov.uk/nra/>, (accessed 2007-05-21).

16) AIM 25. <http://www.aim25.ac.uk/>, (accessed 2007-05-21).

17) Archives and Records Council Wales. Archives Network Wales.

<http://www.archivesnetworkwales.info/>, (accessed 2007-05-21).

18) Scottish Archive Network. <http://www.scan.org.uk/>, (accessed 2007-05-21).

19) Archives Hub. <http://www.archiveshub.ac.uk/index.html>, (accessed 2007-05-21).

20) Library of Congress. National Union Catalog of Manuscript Collections.

<http://www.loc.gov/coll/nucmc/>, (accessed 2007-05-21).

21) 数値は、Tenth anniversary of NUCMC in RLIN. RLIN Focus. 1998, no. 32.

<http://www.rlg.org/legacy/r-focus/i32.nucmc.html>, (accessed 2007-05-21). による。

22) ProQuest-CSA LLC. ArchivesUSA.

<http://archives.chadwyck.com/>, (accessed 2007-05-21).

データベースとなっており、同社と契約した大学等の内部からしかアクセスすることはできない。従って本稿では、データ量は限定されるが無料で利用できる NUCMC のデータベースを対象とすることにした。

### 2.1.3 カナダ

カナダについては、Archives Canada<sup>23)</sup> を対象とした。Archives Canada は、カナダ・アーカイブズ評議会 (Canadian Council of Archives: CCA) が開発・運営する、国内の文書館等に存在するアーカイブズ資料の情報共有化データベースである。参加機関数は 432 であり、博物館が 3 割強を占める。収録件数は 45,000 以上としている<sup>24)</sup>。

Archives Canada は当初、Canadian Archival Information Network (CAIN) という名称で公開されている<sup>25)</sup>。1985 年の CCA の発足や、アーカイブズ記述規則の国内標準である Rules for Archival Description (RAD)<sup>26)</sup> の制定 (1990 年-) などが、情報共有化を後押しする要因となったようである。CAIN の構想は 1996 年に CCA 主催の会議で最初に示された。その後まとめられた行動計画は、カナダにあるすべてのアーカイブズ資料についての基礎的な記述を作成した上で、それをインターネットに公開する、という壮大なものであった。この事業はカナダ連邦政府などの助成を得て、まず全国の文書館等が所蔵資料のフォンド・レベルの記述を作り、それを各州・準州のアーカイブズ評議会が運営するネットワークに送付し、最終的に CAIN に集約する、という手順で進められた。全国規模でのデータ作成が急速に進められた点が、Archives Canada の特徴といえよう。

### 2.1.4 オーストラリア

オーストラリアについては、Register of Australian Archives and Manuscripts (RAAM)<sup>27)</sup> を対象とした。RAAM は、オーストラリア国立図書館手稿部門が開発・運営する、国内の図書館・文書館等に存在する個人・非政府組織の記録についての情報共有化データベースである。参加機関数は 243 で、図書館が 45% 以上である。収録件数は約 37,000 となっている。

RAAM は、オーストラリア国立図書館が発行していた『オーストラリアに関する手稿コレクションのガイド』(Guide to collections of manuscripts relating to Australia) を引き

23) Canadian Council of Archives. Archives Canada.

<http://www.archivescanada.ca/english/index.html>, (accessed 2007-05-21).

24) 数値は、Canadian Council of Archives. "Your gateway to Canada's past". Canadian Council of Archives. [http://www.cdncouncilarchives.ca/ArchivesCanada\\_FS\\_EN.pdf](http://www.cdncouncilarchives.ca/ArchivesCanada_FS_EN.pdf), (accessed 2007-05-21). による。

25) CAIN 構築の経過については、Millar, Laura. "Seeking our critical vision: speculations on the past, present, and future of CAIN". Web Publication. Association of Canadian Archivists, no. 3. <http://www.archivists.ca/downloads/documentloader.aspx?id=1915>, (accessed 2007-05-21).

26) RAD の概要については、安藤正人. "記録史料の編成と記述". 記録史料学と現代. 吉川弘文館. 1998, p. 180-181. や、森本祥子. "アーカイブズにおける記述標準化の動向". 図書館目録とメタデータ: 情報の組織化における新たな可能性. 日本図書館情報学会研究委員会編. 勉誠出版, 2004, p. 149, (シリーズ・図書館情報学のフロンティア, no. 4).

27) National Library of Australia. Register of Australian Archives and Manuscripts. <http://www.nla.gov.au/raam/>, (accessed 2007-05-21).

継ぐものとして構築された。このガイドは1965年から1995年にかけて20巻が発行されたが、オーストラリア国内に存在する手稿コレクションのごく一部しか収録されていない上、それが発行されていることすらあまり知られていない、という問題点が指摘されていた。そのため、1996年以降はガイドの発行を停止し、新たなデータを大幅に追加した上でこのガイドをインターネットでアクセスできるデータベースにするプロジェクトが進められた。RAAMは1997年10月に公開され、その後もデータは順次追加されている。

その他オーストラリアには、同じオーストラリア国立図書館手稿部門が管理するAustralian Historic Records Register (AHRR)<sup>28)</sup>がある。これは、1987年から1988年にかけて行われた、民間が所蔵する国内のアーカイブズ資料の調査によってつくられたデータベースである。AHRRはその後の更新が行われていないことから、本稿ではRAAMを対象とすることにした。

### 2.1.5 日本

日本については、史料情報共有化データベース<sup>29)</sup>を対象とした。史料情報共有化データベースは、国文学研究資料館アーカイブズ研究系が開発・運営する、国内のアーカイブズについての情報共有化データベースである。参加機関数は595と調査対象の中では最多である。収録件数は13,594（フォンド）である。

国文学研究資料館アーカイブズ研究系は、文部省史料館時代の1970年より全国の史料目録類の調査・収集を積極的に進めてきた<sup>30)</sup>。その成果として、1980年には『史料館所蔵目録一覧〔近世史料・郷土資料の部〕』<sup>31)</sup>を、1992年には『近世・近代史料目録総覧』<sup>32)</sup>をそれぞれ発行している。目録等に掲載された情報に基盤を置いた「史料所在情報・検索」システムを発展させるとともに、全国から新たに寄せられた情報を収録したのが史料情報共有化データベースである<sup>33)</sup>。

その他日本では、アジア歴史資料センターが、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所図書館が所蔵する明治初期から太平洋戦争終結までのアジア関係資料をデジタル化して公開している<sup>34)</sup>。また、国立公文書館のデジタルアーカイブ・システムは、同館と岡山県立記録資料館等のデータベースを横断検索できる機能をもつ<sup>35)</sup>。収録件数は、前者は約

28) National Library of Australia. Australian Historic Records Register.

<http://www.nla.gov.au/ahrr/>, (accessed 2007-05-21).

29) 国文学研究資料館. 史料情報共有化データベース. <http://base1.nijl.ac.jp/~isad/>, (参照 2007-05-21).

30) 詳細な経過については、山田哲好. “アーカイブズ情報管理システムと検索手段”. アーカイブズの科学. 国文学研究資料館史料館編. 柏書房, 2003, p. 278-296, (下巻).

31) 国立史料館編. 史料館所蔵目録一覧. 国立史料館, 1980, 84, 20 p, (近世史料・郷土資料の部).

32) 国文学研究資料館史料館編. 近世・近代史料目録総覧. 三省堂, 1992, 453 p.

33) 開発の経緯等については、前掲の山田哲好. “アーカイブズ情報管理システムと検索手段”. アーカイブズの科学. 国文学研究資料館史料館編. 柏書房, 2003, p. 278-296, (下巻).のほか、鈴江英一. 「歴史史料情報の共同集約と共有化に向けてのシステム開発に関する研究」について. 史料館報. 2000, no. 72, p. 4. 鈴江英一. 史料情報共有化システムの開発について. 史料館報. 2001, no. 74, p. 7. 大友一雄. 史料情報共有化システムの公開. 史料館報, 2001, no. 75, p. 7. 山崎圭. 史料情報共有化システム公開研究会の開催. 史料館報. 2002, no. 76, p. 10-11.など.

34) アジア歴史資料センター. <http://www.jacar.go.jp/>, (参照 2007-08-31).

35) 国立公文書館. 国立公文書館デジタルアーカイブ. <http://www.digital.archives.go.jp/>, (参照 2007-05-30).

853,000件(2006年10月)、後者は約101万冊分と膨大であるが、参加機関の多様さを考慮し、本稿では史料情報共有化データベースを対象とすることにした。

以上で述べた調査対象についての概要を、表1にまとめた(数値は2007年7月現在)。

表1 調査対象の概要

	A 2 A	NUCMC	Archives Canada	RAAM	史料情報 共有化データ ベース
公開時期	2001年3月	1997年9月 以前	2001年10月 (前身)	1997年10月	2001年9月
運営主体	英国国立 公文書館	米国議会 図書館	カナダ・ アーカイブズ 評議会	オーストラリ ア国立図書館 手稿部門	国文学研究 資料館 アーカイブズ 研究系
参加機関数	414	461	432	243	595
収録件数	100,454	約21,000※	45,000以上	37,657	13,594

※NUCMCの収録件数は1998年3月現在の数値

## 2.2 調査項目

アーカイブズ情報共有化に向けての課題にはさまざまなものがあるが、本稿では、次の2点に絞って検討を行うこととする。

第1に、共有化の仕組みである。運営体制も規模も目録の作成状況も大きく異なる多数のアーカイブズ所蔵機関が、共同してデータベースの構築に参加できる体制を整えるためには、どのような工夫がなされているのであろうか。特に、データの作成と入力に多くの人員と時間を割くことが難しい小規模の機関でも、データを登録しやすいような仕組みが重要である。また、きわめて多様な構造と内容をもつアーカイブズ情報のうち、どの範囲までをデータベースに収録することにしたのか、も大きな問題である。

第2に、メタデータ標準類の活用である。いかに共有化の仕組みが整備されたとしても、収録されるデータがまったく統一されておらず、検索がしにくい状態であれば、データベースの価値は著しく低下することになる。このような問題を解決すべく、検索手段や機関の壁を越えてデータの交換を容易にするためのツールとして提唱されたのが、ISAD(G)やEADに代表されるさまざまな記述標準である。したがって、これらの標準類はアーカイブズ情報共有化データベースにおいて使用されてこそ、その真価を最も発揮するものと思われるが、実際にはそれらは広く活用されているのだろうか。また、活用されているとすれば、どの程度それら標準類に準拠していて、どのくらい独自の加工をしているのか。こういった点についての調査結果は、単にアーカイブズ情報共有化データベースの構築にとって有益であるにとどまらず、個別の検索手段や機関においてメタデータ標準類を活用しようとする場合にも示唆を与えるものとなるだろう。

この2つの課題について比較検討すべく、次の7つの調査項目を設定した。

### 1) 共有化の仕組みについて



- 記述作成機関
  - 記述レベル
- 2) メタデータ標準類の活用について<sup>36)</sup>
- 記述項目
  - 検索項目
  - 記述規則
  - シソーラス
  - EAD の活用

以下、それぞれの調査項目について述べていく。

### 2.2.1 記述作成機関

アーカイブズ情報共有化データベースに収録するデータを、データベースを運営する機関が集中的に作成するのか、それとも、アーカイブズ所蔵機関がそれぞれデータを作成し、運営機関へ送るのか、について調査した。前者では効率的かつ統一的なデータの作成が期待できる一方、運営機関の負担はきわめて大きくなる。後者では運営機関の負担は少ないが、所蔵機関側の作業が増え、データ作成方式がばらばらになる可能性がある。

### 2.2.2 記述レベル

共有化するデータの範囲に関連して、ここではどのレベルの記述を収録しているのか、について調査した。ISAD (G) に従えば、アーカイブズはフォンド、シリーズ、ファイル、アイテムといった記述単位が階層構造を形成している。そのうち、データベースではどの単位についての記述を収録しているか、について調査した。

### 2.2.3 記述項目

データベースではどのような記述項目（メタデータ要素）が設定されているか、について調査した。これを、ISAD (G) 第2版が定めている記述項目と比較した。

### 2.2.4 検索項目

データベースの利用者が検索画面において検索できる項目にはどのようなものがあるか、について調査した。検索画面が複数種類ある場合、例えば簡易検索と詳細検索の2種類がある場合は、詳細検索を調査の対象とした。「作成者名索引」「年月日で絞り込み」などの形で検索が行えるようになっている場合もあるが、適宜比較可能な形に読み替えた。これを、ISAD (G) 第2版が定めている記述項目と比較した。

---

36) 筆者はすでに、アーカイブズ情報のためのメタデータ標準類が、1) data structure standard、2) data value standard、3) data content standard の3種類に大別できることを示した。坂口貴弘。アーカイブズ情報のためのメタデータ標準をめぐる動向。アーカイブズ・ニューズレター。2006, no. 5, p. 10-11. 調査項目のうち以下の4つは上記の3種類に対応しており、これらのメタデータ標準類が実際にどのように適用されているのかを調べるために設定したものである。2.2.3 記述項目及び2.2.7 EADの活用—data structure standard、2.2.5 記述規則—data content standard、2.2.6 シソーラス—data value standard

### 2.2.5 記述規則

情報共有化データベースにおいては、例えば同種のアーカイブズ資料については、それらを記述する人が異なったとしても、ある程度共通したデータが記述されるようにする必要がある。そのために用いられるのが記述規則である。それぞれの項目におけるデータは、どのような規則に基づいて記述されているのか、について調査した。標準的な「目録作成マニュアル」のようなものが存在するのか、という点である。

### 2.2.6 シソーラス

情報共有化データベースにおいては、同じ人物や団体、同じ主題に関するアーカイブズ資料を包括的に検索できるようにするため、人名や団体名、主題を表す語の標準化を図る必要がある。そのために用いられるのが、当該データベースにおいて使用されるのが望ましい語をリストアップしたシソーラスである。人名、団体名、地名、主題などをコントロールするためのシソーラスに相当するものが存在するのか、について調査した。

### 2.2.7 EADの活用

EADが開発された目的の一つはデータ交換の促進であり、アーカイブズ情報共有化データベースのようなものを容易に構築できるようにすることである。データベースに収録されるデータの作成、収集、公開にあたって、このEADが実際に活用されているのか、について調査した。

## 3. 調査結果

調査の結果について、調査項目ごとに以下に述べる。なお、便宜上、各データベースについてはそれが運営されている国の名称を用いて表記するが、いうまでもなく、調査対象としたデータベースがその国のアーカイブズ情報共有化をめぐる状況をすべて表しているわけではない。

### 3.1 記述作成機関

いずれの国も、収録するデータの記述は基本的にアーカイブズ資料を所蔵している各所蔵機関の役割である、としていた。日本の例について用いられている表現を借りれば、「特定の機関（例えば史料館）がデータを集め、あるいは書き込み窓口を開いて、これに入力する方式」である「集中型」ではなく、「各館それぞれの方法でデータを蓄積し、この情報を検索するシステムを制作する」方式の「分散型」ということになる<sup>37)</sup>。

ただし、各所蔵機関側の負担をできるだけ軽くする措置が、様々な形で試みられている。イギリスでは、後に述べるようにEADに準拠したマークアップを行っているが、その具体例として、各館では既にある紙媒体の所蔵資料目録に、黒ペンや蛍光ペンを使って手書きで印をつける（マークアップする）という手法が紹介されている<sup>38)</sup>。すなわち、「赤のペンで線を引い

37) 鈴江英一。「歴史史料情報の共同集約と共有化に向けてのシステム開発に関する研究」について。史料館報。2000, no. 72, p. 4.

38) The National Archives. "Retroconversion". A 2 A.  
<http://www.nationalarchives.gov.uk/partnerprojects/a2a/retro.htm>, (accessed 2007-05-21).

たところはフォンドについての記述である」「緑のペンで線を引いたところはファイルについての記述とする」などと決め、その色の蛍光ペンで目録に色をつけることで、記述単位の階層構造を表現する、というやり方である。また、必要に応じて「ここはタイトル」「ここからここまでが履歴」「ここは省略」といった指示を、黒色のペンで書き込む。このようにしてマークをつけられた目録をもとに、A2A が雇用した入力者がそれを EAD に準拠した方式で入力する。こうすれば、所蔵機関側は EAD や XML を使いこなすだけの高度な技術をもたなくとも、紙の目録を電子化する予算がなくとも、A2A にデータを送れる、というわけである。

アメリカでは、紙の目録でも電子データでもよいので、それらを NUCMC 担当者に送れば、それを専門知識を持った担当者が記述規則に基づいて記述する、としている。NUCMC と所蔵機関は必要に応じて協議を行いながら、記述の追加や修正を行っていく、ということである。

### 3.2 記述レベル

カナダ、日本においては、所蔵機関に関する情報とフォンド・レベルの情報を収録していた。イギリスでは、フォンド（サブ・フォンド等を含む）、シリーズ（サブ・シリーズ等を含む）、ファイル、アイテムのいずれのレベルも記述の対象としているようであった。なお、全国のアーカイブズ所蔵機関に関する情報は、A2A と同様に英国国立公文書館が運営する ARCHON<sup>39)</sup> のデータベースに収録されているので、そちらへのリンクを張る形式になっていた。アメリカでは、基本的にはコレクション単位<sup>40)</sup>での記述を行うが、所蔵機関が単一のアイテムのみを所蔵する場合はそのアイテムについて記述し、少数のアイテムのみを所蔵する場合はまとめて一つの記述とする、ということであった。オーストラリアもアメリカと似ており、コレクション内部の詳細については記述しないが、単一のアイテムとして所蔵されている場合にはそれに関する情報を収録する方針をとっていた。

データベースに収録する記述のレベルはフォンドに相当する単位を基本としている、という点は各国ともほぼ共通しているようであった。

### 3.3 記述項目

各データベースにおける記述項目を、表 2 にまとめた<sup>41)</sup>。表 2 では、ISAD (G) 第 2 版（以下、ISAD (G) と略す）に対応する記述項目を上部に配置し、それ以外の項目については下部に採用国の多い順に並べた。

イギリスは、記述が必須とされる項目しか判明しなかった。ISAD (G) と比較すると、

39) The National Archives. ARCHON Directory. <http://www.nationalarchives.gov.uk/archon/>, (accessed 2007-05-21).

40) NUCMC では、Manuscript Collection を次のように定義している。「書類（書簡、日記、帳簿、日誌、原稿など、手書きの場合もタイプされたもの場合もあり、原本の場合も複製の場合もある、手摺本(associated printed) や簡易印刷物、録音資料を含む)の集合。一般に、共通の源 (source) から出たもので、単一の個人、家、団体によって形成されていたり、それらに関連していたり、単一の主題を扱っていたりするものである」。Library of Congress. "Participation in the NUCMC Program". National Union Catalog of Manuscript Collections. <http://www.loc.gov/coll/nucmc/eligible.html>, (accessed 2007-05-21). 参照。訳文は引用者による。fonds の概念が共通の出所をもつアーカイブズ資料の集合であるとすれば、それとは厳密には異なる。

41) ISAD (G) 第 2 版の記述要素の訳語については、「目録データについて」。アーカイブズ。2005, vol. 21, p. 26. の「表 1 ISAD と EAD 対応表」を参照の上、一部修正して用いた。



ISAD (G) で必須としている6項目に加え、独自に「組織歴または履歴」「資料内容」「公開条件」を必須項目として追加していることがわかる。項目名はISAD (G) とほぼ一致していた。

アメリカについては、記述必須項目がどれであるかは判明しなかった。ISAD (G) 26項目のうち11項目(42%)と対応していた。

カナダは、ISAD (G) の必須項目のうち「レファレンス・コード」「記述レベル」が必須となっていなかったが、前者は「ARCHIVESCANADA.ca No.」がArchives Canada側で付与するものであるため、後者はフォンド・レベルの記述のみを収録しているためであろう。追加の必須項目として、イギリスと同様の「組織歴または履歴」「資料内容」「公開条件」とともに、「検索手段」「所蔵機関」を挙げていた。特徴的だったのは、「関連資料」(related materials)と「共通出所資料」(associated materials)が別の項目として設定されていることである。前者には、同じ所蔵機関内において作成者間に重要な関係があるフォンドを、後者には、出所を共有するが他の所蔵機関にあるフォンドを記すことになっている。ISAD (G) 26項目のうち18項目(69%)と対応していた。

オーストラリアも必須項目は判明しなかった。ISAD (G) とは対応しない項目が比較的多く、特に「職業」(occupation)の記述を重視しているようであった。ISAD (G) 26項目のうち10項目(38%)と対応していた。

日本は、ISAD (G) との対応率が最も高く、「アーキビストのノート」「記述規則」「記述作成年月日」以外の23項目(88%)が対応していた。所蔵機関に関する項目がある点と、「主年代」「年代注記」といった年代の詳細に関する項目が別途設けられている点が特徴といえる。

ISAD (G) の記述項目ごとにもと、すべての国で共通して用いられていたのは「タイトル」「年月日」「数量」「作成者名称」「組織歴または履歴」「資料内容」「公開条件」の7項目であった。このうち、後の3つの項目は、ISAD (G) では必須項目とはされていない。

ISAD (G) が示す記述項目以外では、「所蔵機関」が4か国で、「主題」「他の名称」「更新日」「請求番号」が3か国でそれぞれ用いられていた。ISAD (G) は単一の所蔵機関でも活用されることを想定しているため、「所蔵機関」を記述項目として指定してはいないのだろうが、所蔵機関が複数にわたるのが前提のこれらのデータベースでは、別途の項目として設ける必要があるといえる。「主題」は、主題を表すキーワードによる検索をしたいというニーズが多いということなのだろうか。「更新日」は、逐次更新されていく性質のデータベースを管理する上では欠かせない項目となる。「請求記号」は各所蔵機関が付与するもので、実際にアーカイブズ資料を利用しようとする人々にとっては重要な情報である。

逆に、ISAD (G) が示す記述項目でも、1か国(日本)でしか採用されていない項目もあった。「評価、廃棄処分、保存年限」「物的特徴」「出版書誌情報」の3項目である。「アーキビストのノート」「記述規則」「記述作成年月日」は、日本でも採用されていなかった。

### 3.4 検索項目

検索項目は表2において\* (アスタリスク) を付して示した。すべての国で検索項目となっているのは、ISAD (G) の「作成者名称」に相当する項目だった。3か国で検索項目となっているのは、「レファレンス・コード」「タイトル」「年月日」と、ISAD (G) では示されていない

い「所蔵機関」であった。

おおむね、ISAD (G) で記述が必須とされている項目が、検索項目としても多く用いられる傾向があったが、必須項目のうち「記述レベル」「数量」は1か国でしか検索項目となっていなかった。

### 3.5 記述規則

イギリスでは、「目録の新規作成及び修正に関するガイドライン」(A 2 A - Guidelines for New and Revised Cataloguing)<sup>42)</sup> を A 2 A として独自に作成し、利用していた。また、コレクション・レベル (フォンド・レベル) については別途「コレクション・レベルの記述に関するガイドライン」(A 2 A-Guidelines for Collection Level Description)<sup>43)</sup> が作成されていた。これらのガイドラインには、記述項目ごとに、どのような内容を記述すべきかについての指針と具体例が掲載されている。

アメリカでは、「英米目録規則」第2版 (Anglo-American Cataloging Rules, 2nd ed) を利用していた。いうまでもなくこれは、米国図書館協会等が策定した、主に図書館資料のための代表的な記述規則である。

カナダでは、「アーカイブズ記述規則」(Rules for Archival Description: RAD) を利用していた<sup>44)</sup>。既に述べたように、RAD はカナダにおけるアーカイブズ記述の国内標準として制定されたもので、この制定が Archives Canada の構築を推し進めることとなった。RAD では、資料にもともとある誤字脱字はどう処理するか、資料名が長すぎる場合省略してもよいかなど、委細にわたる規則が資料種別ごとに定められている。英米目録規則第2版をモデルとして制定されている。

### 3.6 シソーラス

イギリスでは、主題を表す語については、「ユネスコ・シソーラス」(UNESCO Thesaurus)<sup>45)</sup> に収録されている形で記述すべきである、としている。ユネスコ・シソーラスはその名のとおり、ユネスコ (国連教育科学文化機関) が開発した、主題を表す語とそれら相互の関係を記載したシソーラスのデータベースである。一方で、団体名、個人名、家の名称、地名についてのシソーラスは存在しないが、それらを記述するにあたっては、全国アーカイブズ評議会 (NCA) が作成した「個人名・地名・団体名の作成に関する規則」(Rules for the construction of personal, place and corporate names: 通称 NCA rules)<sup>46)</sup> に沿った形で行うべきである、としている。こういった原則を提示した上で、その適用を容易にするために「索引の

42) A 2 A. "A 2 A - guidelines for new and revised cataloguing".

[http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/cat\\_guide\\_multi.pdf](http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/cat_guide_multi.pdf), (accessed 2007-05-29).

43) A 2 A. "A 2 A - guidelines for collection level description".

[http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/cat\\_guide\\_colln.pdf](http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/cat_guide_colln.pdf), (accessed 2007-05-29).

44) RAD の全文はカナダ・アーカイブズ評議会のサイトから入手できる。Canadian Council of Archives. Rules for Archival Description.

<http://www.cdncouncilarchives.ca/archdesrules.html>, (accessed 2007-05-29).

45) Unesco. "UNESCO Thesaurus". <http://www.2.ulcc.ac.uk/unesco/>, (accessed 2007-05-29).

46) National Council on Archives. "Rules for the construction of personal, place and corporate names". <http://www.ncaonline.org.uk/materials/namingrules.pdf>, (accessed 2007-05-29).

アーカイブズ情報の共有化はどうすれば進展するのか：国際調査の結果から（坂口）

作成とオーソリティ統制語に関するガイドライン」(A2A-Guidelines for Indexing and Authority Controlled Terms)<sup>47)</sup> が作られている。

オーストラリアでは、独自の「職業シソーラス」(Occupations Thesaurus)<sup>48)</sup> が作成されている。さまざまな職業の名称が一覧となっている。各所蔵機関は、「職業」の項目についてはこのシソーラスにある語を参照して記述するのが望ましいとされている。

### 3.7 EAD の活用

EADを活用しているのはイギリスと日本のデータベースであった。日本は当初、ISAD(G)の示す記述項目を用いたデータベースとして開発・公開を行ったが、2007年5月よりEADに準拠した項目を用いている。イギリスの場合もすでに述べたように、所蔵機関側は必ずしもEADやXMLについての詳しい知識を持つ必要はないとされ、所蔵機関側の負担の軽減を図っている。

以上で述べた調査結果のうち、表2ですでに示した事項を除く諸点についての概要を、表3にまとめた。

表3 調査結果の概要

	A2A (英)	NUCMC (米)	Archives Canada (加)	RAAM (豪)	史料情報 共有化データ ベース (日)
記述作成機関	各所蔵機関及び A2Aスタッフ	各所蔵機関及び NUCMCスタッフ	各所蔵機関	各所蔵機関	各所蔵機関及び 国文学研究資料館
記述レベル	フォンド/シリーズ/ ファイル/アイテム	コレクション/ア イテム	所蔵機関/フォ ンド	所蔵機関/コ レクション	所蔵機関/フォ ンド
記述規則	目録の新規作成及 び修正に関するガ イドライン/コレ クション・レベル の記述に関するガ イドライン	英米目録規則第 2版	アーカイブズ 記述規則 (RAD)		
シソーラス	ユネスコ・シソー ラス			職業シソーラ ス	
EADの活用	活用				活用

## 4. 考 察

上記の調査結果を踏まえた上で、各国のアーカイブズ情報共有化データベースにはそれぞれどのような特徴を見出すことができるのか、また、そこから何を学ぶことができるのか、といっ

47) A2A. "A2A-guidelines for indexing and authority controlled terms".  
[http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/guidelines\\_for\\_indexing.pdf](http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/guidelines_for_indexing.pdf), (accessed 2007-05-29).

48) National Library of Australia. Occupations thesaurus. <http://www.nla.gov.au/raam/occup.html>, (accessed 2007-05-29).

た点について検討していきたい。

#### 4.1 イギリス

A2Aは、質・量ともに現時点で最も高く評価できるデータベースといえるだろう。すでに各所蔵機関で作成された目録類を生かしながら、それをEADに準拠した形で週及入力するシステムを整備している。また、各種のガイドラインを作成しており、各機関が標準的な記述データを作成しやすいよう配慮している。ISAD(G)やユネスコ・シソーラスなどの国際標準、国内標準を活用し、データ交換が容易になるよう意識している。プロジェクトの開始よりわずか数年で、10万フォンドのデータを収録している。

A2Aには、国立公文書館自身や大英図書館など、膨大なアーカイブズ資料を有する主要機関がまだ参加していない。また、A2Aとは別の情報共有化データベースがいくつも開発・運用されており、現状では全国を完全に網羅するデータベースとはいえないが、さまざまな点で他国の模範となる成果を挙げつつあるといえる。

#### 4.2 アメリカ

NUCMCは、調査対象の中では最初に公開されたデータベースである。EADを管理する米国議会図書館が運営しているデータベースでありながらEADに準拠していない点、また、冊子体で発行していた時代のデータが有料データベースのArchivesUSAでしか検索できない点は残念である。しかし、特に自らデータベースを構築したり、有料データベースを使用したりすることができないような小規模機関が、比較的簡易な手続でNUCMCにデータを送付できるようにしている点は注目すべきであろう。

#### 4.3 カナダ

Archives Canadaは、全国各地の所蔵機関が作成したデータを一箇所に統合して、全国を網羅するシステムを作り上げている点で、最も完全な全国的情報共有化データベースであるといえる。また、極めて詳細な記述規則であるRADを全国の機関が活用しているという点も特筆すべきであろう。

このような統一かつ協同的なデータベースが成立する背景には、1970年代以降にカナダで提唱されてきた「トータル・アーカイブズ」(total archives)の概念があると思われる。これは、あるコミュニティ(例えばカナダ社会)の歴史を伝えていくには、政府の公文書のみならず民間の記録や多様な媒体の記録も幅広く考慮に入れ、収集していくべきである、という考え方である<sup>49)</sup>。Archives Canadaは、この概念を具現化するための重要な取り組みとして理解できるのではないだろうか。

#### 4.4 オーストラリア

オーストラリアは、主に連邦政府や州政府の公文書の管理をめぐる理論とその適用に関しては世界最先端の成果を挙げているとして、日本でも近年注目を集めてきた。現用記録の管理と

49) トータル・アーカイブズ概念については、青山英幸、「機関としてのアーカイブズの基本的役割」、電子環境におけるアーカイブズとレコード、岩田書院、2005、p.192.など。



アーカイブズの管理とを一体的にとらえる「レコードキープिंग」<sup>50)</sup> (recordkeeping) の概念や、組織の改編に対応するためアーカイブズ編成の基本単位を組織ではなく業務におくという「シリーズ・システム」<sup>51)</sup> の考え方などである。これらは一般に、現代の政府の記録を扱うに際しては有益であるが、個人や民間の記録についても適用可能なものであるかについてはやや疑問が残る。

しかし、RAAMのようなデータベースが成立しているということは、オーストラリアにおいても民間のアーカイブズが多く存在しており、情報共有化の事業を活発に展開していることを示すものである。その上でRAAMの特徴を挙げるとすれば、記録作成者等の職業に基づく検索を重視していることであろう。「職業」の記述項目はオーストラリア独自のものであり、シソーラスも整備されている。これは、同様の業務の結果生み出された記録を系統的に把握しようとするシリーズ・システムの趣旨が、RAAMにもある程度は反映されているのかもしれない。

#### 4.5 日本

史料情報共有化データベースは、その参加機関数や、ISAD (G)・EADの活用といった点を考えれば、他国と比べても遜色ない、国際的に誇りうる成果であるといっても過言ではない。また、ISAD (G)第2版で示されている記述項目をほぼそのまま採用している点が日本の特徴であるが、これは、ISAD (G)の認知度を高めるため、「あえて不要な記述要素がある場合でもすべて表示することとした」<sup>52)</sup> ことによるものである。この点も含め、少なくとも情報共有化データベースに関しては、森本祥子の指摘のとおり、日本におけるISAD (G)の導入は他国よりも遅れをとったとはいえないだろう<sup>53)</sup>。

今後の課題としては、各所蔵機関がデータを登録しやすくなるような環境を整備し、データベースの収録件数を増やしていくこと、また、日本におけるアーカイブズ記述のさらなる標準化のため、記述規則やシソーラスに相当するものを開発していくことが挙げられよう。

## 5. 結論

本稿では、5か国の全国的アーカイブズ情報共有化データベースを対象として、それらにおけるアーカイブズ記述の枠組みや、記述標準化のための手法について調査したものである。その結果、おおむね次のような傾向がみられた。

- 
- 50) レコードキープिंगの詳細については、坂口貴弘、オーストラリア連邦政府のレコードキープिंग：リテンション・スケジュールと記録処分規定の比較を通して、レコード・マネジメント、2005, no. 49, p. 39-56. など。
- 51) シリーズ・システムの詳細については、前掲の森本祥子、"アーカイブズにおける記述標準化の動向"、図書館目録とメタデータ：情報の組織化における新たな可能性、日本図書館情報学会研究委員会編、勉誠出版、2004, p. 150-151, (シリーズ・図書館情報学のフロンティア, no. 4)。
- 52) 五島敏芳、"システムに関する実験と結果"、歴史史料情報の共同集約と共有化に向けてのシステム構築に関する研究：平成11年度～平成13年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (2) 研究成果報告書、国文学研究資料館、2002, p. 33。
- 53) 前掲の森本祥子、"アーカイブズの編成と記述標準化—国際的動向を中心に"、アーカイブズの科学、国文学研究資料館史料館編、柏書房、2003, p. 253, (下巻)。

- データの記述は基本的にアーカイブズ資料を所蔵している各所蔵機関の役割とされていた。
- 記述のレベルはフォンドに相当する単位を基本としていた。
- ISAD (G) で記述が必須とされている項目に加え、いくつかの項目が記述項目とされていることが多かった。
- 作成者名称は、すべての国で検索項目となっていた。
- 記述規則、シソーラス、EAD の活用といった発展的な課題については、データベースによる相違が大きかった。

なお、今回の調査は、あくまでもそれらの取り組みの現状について概括的に把握し、国際的に比較することを目的としたものである。そのため、各国におけるアーカイブズ情報共有化の歴史的背景や、データベースの構築に至るまでの諸事情、さらにはアーカイブズをめぐる各国の制度・法律の相違などといった課題についての分析は、本稿の対象外とした。これらは今後の研究課題としたい。

※本稿の執筆に際しては、国文学研究資料館の五島敏芳氏より、A2Aに関する資料をご提供いただいた。記して感謝申し上げます。なお本稿は、人間文化研究機構国文学研究資料館におけるプロジェクト研究「アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究」(平成16～21年度、研究代表者：大友一雄)の研究成果の一部である。